

## 熊本県農業負債整理関係資金運営要領

### 第1章 総則

#### (趣 旨)

第1条 本要領は、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）の目指す効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、経営意欲と能力を有しながら、経済環境の変化等により、負債の償還が困難となっている農業者に対して、個々の経営の実情に応じて行う、その償還負担の軽減を図るためのきめ細かな資金の融通について定めるものとする。

(対象資金、用語の定義及び略称等)

第2条 本要領の対象とする資金は、次の2資金とし、農業者の経営の実状、資金需要等を踏まえて適切な資金を融通するものとする。

(1) 経営体育成強化資金（経営体育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日付け13経営303号農林水産事務次官依命通知）第2のⅡに定める資金をいう。以下同じ。）

(2) 農業経営負担軽減支援資金（熊本県農業経営負担軽減支援資金融通措置要項第2に定める資金をいう。以下同じ。）

2 本要領における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

(1) 「2資金」とは、経営体育成強化資金及び農業経営負担軽減支援資金を総称していう。

(2) 「融資機関」とは、資金の融資を行う金融機関をいう。

(3) 「窓口融資機関」とは、2資金の融資に当たり、農業者から経営改善計画の提出を受け、指導班を設置し、経営改善計画に基づき指導を推進する以下の金融機関をいう。

#### ア 経営体育成強化資金

日本公庫及び日本公庫の受託金融機関となっている農業協同組合、農林中央金庫、銀行、信用金庫及び信用協同組合

#### イ 農業経営負担軽減支援資金

熊本県と利子補給契約を締結する農業協同組合、農林中央金庫、銀行、信用金庫及び信用協同組合

(4) 「審査会」とは、熊本県地域振興局及び農政事務所農業制度金融審査会設置運営要領及び同細則に基づき設置運営され、本制度において、経営診断の審査を行う審査会をいう。

3 本要領における関係機関等の略称は、次のとおりとする。

(1) 「日本政策金融公庫熊本支店」を「日本公庫」という。

(2) 「熊本県農業信用基金協会」を「基金協会」という。

(3) 「地域振興局長及び熊本農政事務所長」を「振興局長」という。

4 本要領の対象とする資金の役割分担は、次のとおりとする。

(1) 農業者が2資金を活用して負債の償還負担を軽減しようとする際には、農業経営負担軽減支援資金で対応できる場合は、極力当該資金で対応し、当該資金で対応することが困難な場合には、経営体育成強化資金で対応することを基本とする。

なお、農業経営負担軽減支援資金と経営体育成強化資金を同時に利用する場合については、取扱融資機関が密接に協議・連携を図るものとする。

(2) (1)にかかわらず、経営体育成強化資金実施要綱第2の1の(8)の資金(以下「負債整理に必要な資金」という。)については、農業経営負担軽減支援資金で対応することが困難な場合に、対応するものとする。

(3) 第2条第2項第3号のアの融資機関は、負債整理に必要な資金又は再建整備資金で対応しようとする場合には、農業経営負担軽減支援資金で対応することが困難である旨を第2条第2項第3号のイの融資機関のいずれかに確認するとともに、確認したことを証する書類を整備しておくものとする。

## 第2章 2資金の共通事項

(経営改善計画の作成)

第3条 2資金の貸付けを受けようとする農業者は、

ア これまでの経営状況はどうなっているのか

イ 経営の改善を図るために、どの点をどのように改善していくのか

ウ 経営改善計画は実行可能か

エ 経営改善計画が実行された場合に収支はどうなるか、融資返済は可能か等について、自ら真剣に検討のうえ、経営改善の実施と資金の借入れによって、概ね5年程度の間確実に経営を軌道に乗せ、安定させることを旨とする経営改善計画書(別記第1号様式～別記第4号様式及び別記第7号様式、法人にあつては、別記第5号様式～別記第7号様式及び別記第4号様式)を1部作成し、借入申込書(別記第8号様式)1部(基金協会による保証を希望する場合は、債務保証委託申込書を添付する。)とともに、窓口融資機関に提出するものとする。

2 農業者は、経営改善計画の作成に当たっては、融資機関(窓口融資機関を含む。)、市町村、市町村農業委員会、県地域振興局及び熊本農政事務所並びに県担い手育成総合支援協議会等に相談を求めることができるものとする。

(2資金の融資審査手続)

第4条 窓口融資機関は、経営改善計画書が提出されたときは、当該農業者の経営状況を勘案のうえ、窓口融資機関、市町村、市町村農業委員会、県地域振興局又は熊本農政事務所農業普及・振興課等により構成される指導班を設置し、経営改善計画の内容を検討し、経営改善の指導を行うものとする。

2 窓口融資機関(日本公庫を除く。)は、経営改善計画の内容検討にあたり、経営体育成強化資金の融資が計画される場合には、予め、日本公庫に当該経営改善計画書を送付し、連携を図るものとする。

3 窓口融資機関は、経営改善計画を行う農業者が法人である場合等、必要と認める場合には、県担い手育成総合支援協議会の協力を得て、指導班に税理士や中小企業診断士を参加させることができる。

4 窓口融資機関は、指導班ごとに担当者を定めるとともに、指導を行う農業者の経営に関連のある当該窓口融資機関内の関連部署及び他の融資機関等との連携を図り、経営改善が着実に行われるよう配慮するものとする。

5 窓口融資機関は、提出された経営改善計画書のほか、窓口融資機関が保有するデータ等に基づき、経営改善指導に必要な資料を作成し、経営改善計画の添付資料とすることができる。

6 窓口融資機関は、指導班により検討を行った経営改善計画書及び借入申込書を基に融資機関と連携を図りながら、別紙「融資審査の考え方」を参考として、農業者の経

営能力及びそれを反映する経営状況の面で、

ア 経営改善計画に示された方向（改善点）で、本当に経営が改善されるのか

イ 農業者の経営能力等からみて、経営改善計画は実行可能なのか

ウ 経営改善計画が実行されれば、どの程度収益が改善し、その結果、融資の返済も可能となるのか等を審査し、経営改善計画の適否を判断するものとする。

7 窓口融資機関は、前項の判断に際して、予め農業者の既往負債の融資機関と償還条件緩和等の協議を行うものとする。

8 窓口融資機関は、農業者の経営能力等から見て、経営改善計画の達成可能性及び融資返済の可能性が不十分であると認める場合には、農業者に対し、1年間指導班の指導を受けて経営能力の向上に努めるよう求め（この間、関係融資機関の合意が得られれば、償還条件の緩和を行う。）1年後に再度判断を行うものとする。

（2 資金の経営診断及び融資実行の手続）

第5条 窓口融資機関は、前条第6項により経営改善計画を適当と認めたときは、経営改善計画書の総括表（別記第1号様式）に必要事項を記入し、指導班設置状況報告書（別記第9号様式）及び指導計画・実績報告書（別記第12号様式）に必要事項を記入し、添付のうえ、当該計画書を市町村長に送付し、市町村長は意見を付して振興局長に送付するものとする。

2 振興局長は、経営改善計画書の提出を受けたときは、審査会の審査を経て、経営改善計画書の総括表（別記第1号様式）により、経営診断に係る意見を取りまとめ、市町村長を經由して窓口融資機関に回答するものとする。

また、窓口融資機関は、融資機関が日本公庫の場合、必要に応じ日本公庫の受託金融機関を經由して日本公庫に審査会の回答を通知するものとする。

3 融資機関は、前項の回答内容を踏まえ、債権保全措置を行ったうえで融資の可否を決定し、融資を実行するものとし、融資を行わないときは、別記第1号様式の経営改善計画総括表により、農業者に対してその理由を説明するものとする。

4 融資機関は、基金協会による保証を必要とする場合は、速やかにその手続を進めるものとする。

5 融資機関は、農業経営負担軽減支援資金の融資を実行しようとする場合には、別途定めるところにより、速やかに県の利子補給承認の手続を進めるものとする。

6 融資機関は、農業者の借入申込書等の提出から1年半以内にすべての手続を終了するよう努めるものとし、それまでの間に手続きが終了しない場合には、農業者にその理由を通知するものとする。

（2 資金の債権保全措置）

第6条 2資金の債権保全については、以下に定めるほか、関係融資機関及び基金協会の定めるところによるものとする。

2 2資金の債権保全措置については、融資機関（必要に応じて融資機関及び基金協会）と農業者の協議により、物的担保又は基金協会による保証のいずれかとすることを基本とし、保証人については、法人への融資に際しての当該法人の役員等、実質的に同一経営の範囲内から保証人を出す場合を除き、徴求しないことを原則とする。

（注）基金協会による保証は、農業経営負担軽減支援資金及び農業協同組合又は農業協同組合連合会を通じた転貸により融資する経営体育成強化資金を対象とする。

3 担保物件の評価に当たっては、画一的な評価を行わず、近隣の類似物件の売買価格等

を勘案して適切に行うものとする。

- 4 以上のような債権保全措置では融資額全額をカバーできない場合であっても、農業者の経営能力等からみて経営改善計画の達成及び融資返済が確実と考えられる場合には、融資を行う（必要に応じて融資額を調整することがありうる）ことを基本とする。

（2 資金の実行後の経営改善指導）

第7条 窓口融資機関は、経営改善計画に基づく指導計画の作成、指導計画の実施状況の点検・指導、及び関係機関への連絡等を行うとともに、指導班により適時・適切な指導を行い、借入者の経営改善が着実に行われるよう努めるものとする。

- 2 2 資金の借入者は、経営改善期間中、経営改善計画が達成されるまでの間、毎年5月末までに別記第10号様式又は別記第11号様式により、経営改善の状況を窓口融資機関に報告するものとする。

- 3 窓口融資機関は、前項の経営改善状況の報告が提出されたときは、指導班会議で内容を検討のうえ、意見書（別記第13号様式）、及び指導計画・実績報告書（別記第12号様式）並びに翌計画年度の指導計画を記載した同報告書を毎年度6月末までに市町村長を経由して振興局長及び融資機関に報告し、振興局長は内容を検討のうえ、毎年7月末までに農林水産部長に報告するものとする。

なお、窓口融資機関は、指導班の構成員に異動が生じた場合には、その都度速やかに指導班設置状況報告書を市町村長を経由して振興局長及び窓口融資機関に提出するものとする。

- 4 振興局長は、本制度の適正かつ円滑な推進を図るため、制度の趣旨及び内容の周知徹底を行い、関係機関を指導・監督するとともに、本資金の借入者に対して必要な指導・助言を行うものとする。

- 5 振興局長は、第5条第2項の審査会の構成員の協力を得て、指導班連絡会議を開催し、借入者の報告書及び窓口融資機関から提出された指導計画・実績報告等を検討して必要な事項を指示するとともに、必要に応じて現地調査を実施し、本資金の借入者に対する経営改善計画の達成が効果的に行われるよう指導するものとする。

- 6 本制度施行前に貸し付けられた農家負担軽減支援特別資金、自作農維持資金（再建整備資金及び償還円滑化資金）及び農業経営維持安定資金（平成19年3月31日までに経営改善計画書が策定されたものに限る。）については、上記第1項から第5項に準じ、経営改善期間中の指導等を行うものとする。

（民事再生手続との関係）

第8条 農業者が、負債の償還負担軽減と併せて、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続を進めようとする場合には、融資機関は、他の債権者と連絡を密にしつつ、再生計画の実行可能性を適切に判断するものとする。

- 2 なお、再生計画に基づいて債務の縮減を行ったうえで、当該債務について2資金の対象とすることは、可能である。

（個人情報保護の保護）

第9条 融資機関、県、市町村、その他の関係機関（機関の役職員を含む。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守するとともに、本要領対象資金に係る経営改善計画書等の個人情報について、厳正に取り扱うものとする。特に、この要領において借入希望者の個人情報を含む情報を他に提供するものとされた手続きについては、借入希望者の同意を

得た範囲内において行うものとする。

- 2 融資機関は、借入希望者から関係書類の提出を受けた場合、借入希望者に対し、第4条第1項及び第2項の規定により関係書類を関係機関へ送付することがある旨についての同意を求めるものとし、借入申込書の個人情報の取扱いに関する同意書（別記第8号様式の裏面）の確認欄に署名又は記名及び押印を求めることとする。

（その他）

第10条 本要領に定めるものの外、本融資制度の運用に必要な事項は、その都度関係機関が協議し、別途定めるものとする。

附 則

この要領は、平成13年6月18日から施行し、平成13年5月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成14年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年5月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年6月15日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成18年6月6日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成19年5月8日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成20年5月12日から施行し、平成20年4月16日から適用する。

附 則

この要領は、平成21年6月11日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年4月17日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

別紙

融資審査の考え方

融資審査の視点	具体的な着眼点・判断基準	備考
1 これまでの経営状況はどうなっているのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 経営者の能力(技術レベル、経営マインド、生産物の単収・品質、生産コスト、資産等)はどの程度か</li> <li>○ 経営力を背景とした収支実績、財務内容、資金繰りはどうか(家族経営の場合、家計も含めて分析)</li> <li>○ 経営上の問題点は何か</li> <li>○ 経営内容が悪くなった理由は何か</li> </ul>	必要に応じ地域振興局(熊本農政事務所)・市町村等に照会
2 経営の改善を図るために、どの点をどのように改善していくのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ その点を改善すれば確実に経営改善が図られるか</li> </ul>	同上
3 経営改善計画は実行可能か。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 経営者の能力(現在の技術レベル、経営マインド等)からみて達成できるか※</li> <li>○ 改善計画の内容が過大投資になっていないか</li> </ul>	同上
4 計画が実行された場合に収益はどうか。融資返済は可能か。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 収益予測の算出基礎となっている単収・単価等は無理のないものか</li> <li>○ 償還見通しはあるか(家族経営の場合、家計費も含めて判断)</li> <li>○ 当該作目の需給・価格動向がある程度変動しても償還可能となるよう余裕をもったものとなっているか</li> </ul>	同上

※ 農業者の経営能力等からみて、経営改善計画の実行可能性・融資返済の可能性に疑問がある場合には、1年間、指導班の指導を受け、1年後に再度判断するものとする。